

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

ポーターズ株式会社

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	8
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	8
2. 事業等のリスク	12
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
4. 経営上の重要な契約等	20
5. 研究開発活動	20
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	38
3. 配当政策	38
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	39
第5 経理の状況	50
1. 財務諸表等	51
(1) 財務諸表	51
(2) 主な資産及び負債の内容	86
(3) その他	87
第6 提出会社の株式事務の概要	88
第7 提出会社の参考情報	89
1. 提出会社の親会社等の情報	89
2. その他の参考情報	89
第二部 提出会社の保証会社等の情報	90
第三部 特別情報	91
第1 連動子会社の最近の財務諸表	91
第四部 株式公開情報	92
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	92
第2 第三者割当等の概況	92
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	92
2. 取得者の概況	93
3. 取得者の株式等の移動状況	93
第3 株主の状況	94
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年8月24日
【会社名】	ポーターズ株式会社
【英訳名】	PORTERS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西森 康二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番34号
【電話番号】	03-6432-9829
【事務連絡者氏名】	取締役 Corporate Groupマネージャー 天野 竜人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番34号
【電話番号】	03-6432-9829
【事務連絡者氏名】	取締役 Corporate Groupマネージャー 天野 竜人

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	710,465	863,187	1,013,117	1,022,352	1,100,629
経常利益 (千円)	94,602	44,041	141,561	150,349	230,116
当期純利益 (千円)	71,578	32,140	94,835	100,436	152,650
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	200	5,000	5,000	5,000	5,000
純資産額 (千円)	94,870	127,011	221,846	322,283	474,933
総資産額 (千円)	447,332	630,786	633,499	654,714	807,265
1株当たり純資産額 (円)	474,354.53	25,402.20	44,369.36	214.85	316.62
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	357,892.87	6,428.02	18,967.15	66.95	101.76
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	21.2	20.1	35.0	49.2	58.8
自己資本利益率 (%)	126.0	29.0	54.4	36.9	38.3
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	84,255	193,107
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△13,781	△14,850
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	—	—	—	△49,992	△49,992
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	545,601	682,944
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	45 (3)	53 (11)	51 (12)	48 (16)	46 (11)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

7. 第17期、第18期及び第19期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。なお、第17期、第18期及び第19期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。
10. 当社は、2018年3月29日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。また、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
11. 当社は、2018年3月29日付で普通株式1株につき25株の割合で株式分割を、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あづさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
1株当たり純資産額 (円)	63.24	84.67	147.89	214.85	316.62
1株当たり当期純利益 (円)	47.71	21.42	63.22	66.95	101.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
2001年8月	人材紹介会社向け管理システムの提供を目的として有限会社ポーターズを設立
2002年3月	有限会社ポーターズからポーターズ株式会社に組織変更
2002年9月	「PORTERSプロ・エージェント」ASPサービスを開始
2004年2月	「PORTERSプロ・エージェント」パッケージを販売開始
2009年2月	人材紹介ビジネス支援マガジン「ポーターズマガジン」を創刊
2012年4月	人材ビジネス向けクラウドサービス「PORTERS HR-Business Cloud」をリリース
2014年8月	シンガポールに現地法人Porters Global Pte. Ltd.を設立
2015年4月	人材紹介業向けのテンプレート「PORTERS HR-Business Cloud エージェント」をリリース
2015年5月	PORTERS HR-Business Cloud導入・運用コンサルティングサービスをリリース
	労働者派遣業向けテンプレート「PORTERS HR-Business Cloud スタッフティング」をリリース
2019年8月	当社への業務移管に伴い、シンガポール法人Porters Global Pte. Ltd.を清算
2020年2月	大阪営業所を開設
2021年3月	シンガポールに現地法人Porters Asia SG Pte. Ltd.を設立
2022年4月	「PORTERS HR-Business Cloud」のサービス名称を「PORTERS」に変更 AIによるスカウト代行サービス「PORTERS Assist」をリリース

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び非連結子会社の計2社で構成されております。なお、当社のセグメントは、HR Tech事業の単一セグメントであります。

(1) ミッション及びビジョン

当社は「Matching, Change your business」をミッションとして、「世界の雇用にもっとも貢献する企業になる」というビジョンを掲げ、その実現のために事業活動を行っております。

「人材マッチングの最適化」は当社が創業当初から掲げている重要な経営目標です。人材市場における企業と人材のマッチングの最適化を通じて、企業が人材情報を見つけ、人材とつながり、そして、企業活動が活性化されることを当社は目指しております。この実現のためのサービスとして、クラウドサービスである「PORTERS」を提供しております。

(2) 事業の概要

PORTERSは人材紹介会社、労働者派遣会社、その他人材マッチングサービスに携わる企業のためのクラウド型マッチング総合管理システムです。

人材マッチングサービスを提供する企業にとって「人材を求める企業」と「仕事を求める人材」のマッチングの最適化を図ることは非常に重要な要素です。このマッチングの最適化を目指すためには、双方の情報を一元管理した上で、マッチングのための情報設計、選考プロセス管理、契約・契約更新管理を行う必要があります。一方、人材紹介会社、労働者派遣会社等がこれらの要件を満たすために独自のシステム開発を行うことは、先行的に多額のシステム投資コストが必要となるほか、個人情報保護のための適切なシステム構築が必要であり、最適な事業環境を整える上で障害となっていました。このような中、当社では、人材紹介会社、労働者派遣会社、その他人材マッチングサービスの提供会社に対して、クラウド型の情報管理システム、ユーザー単位の月額課金制である料金体系と、それぞれの会社に応じて無料カスタマイズ可能なシステム構築の提供を行い、そのシステム構築における情報の一元管理やマッチングのための各種ツールを通じてマッチングプロセスの最適化を実現させております。

当社は人材マッチングクラウドサービスであるPORTERSを1IDから利用可能なサブスクリプションモデルで提供しております。利用ID数を柔軟に設定できることから、人材サービスを新たに開始する企業はもちろんのこと、事業拡大を目指す中小規模の企業、さらには業務効率化を推進する大規模な企業まで、各事業ステージにフィットするシステムとなっております。

さらに、PORTERSを導入する企業規模やPORTERSを通じて何を実現したいかは企業によって異なることから、導入時の支援サービスの提供も行っております。具体的には、データ移行サービス、画面最適化チューニング、各種設定支援及びデータメンテナンス等を提供しております。また、顧客の自社Webサイトとの間での各種情報の自動連携や、社内のシステムとの連携のためのAPI機能（※）も有料で提供しております。

（※）API機能：Application Programming Interfaceの略。APIにより、他システムとの連携や、必要機能の追加など、顧客独自のユーザー開発を可能にすることができます。

(3) PORTERSの主要な機能

PORTERSは人材ビジネスにおける業務プロセスの可視化、生産性向上及び業務の自動化を図るために必要となる様々な機能を備えております。主要なものは以下の通りとなります。

1. 求人・求職者管理

機能及びサービス	内容
求職者・レジュメ管理	求職者の基本情報の管理に加えて、履歴書管理、推薦メールの送信、面談スケジュール管理、内定書や請求書の作成まで、求職者の管理に必要な全ての関連工程をPORTERS上でマネジメントできます。さらに、媒体データの自由取り込みや一斉メール配信などの機能を活用することにより、煩雑な単純作業を効率的に行うことができます。
クライアント・求人管理	PORTERS上のシンプルな画面遷移を活用することにより、クライアントの企業情報、契約・商談管理、売上管理を行えます。また、企業担当者ごとの商談記録、スケジュール管理等、受注につながるまでの全てのフローを管理できます。PORTERSはクラウド型のため、モバイルデバイスによってどこでも簡単に情報を入力・参照でき、求人案件の社内共有も素早く実現できます。
面談設定スケジューラー	新規求職者及びスタッフ登録希望者との面談設定を自動化するツールとして、PORTERSではZLOSS（ジーロス）を提供しております。ZLOSSは候補者の流入機会損失（LOSS）をゼロ（Zero）にするための人材ビジネス専用スケジューラーとして、候補者の個人情報入力から、面談日のアサインまでを自動化することができます。

2. プロセス管理

機能及びサービス	内容
選考プロセス管理	当該機能により、マッチング後の選考進捗情報を登録し、選考プロセスを管理することができます。また、選考決定後の売上管理や請求管理、入社後一定期間内で退職した場合の返金管理も管理することができ、請求書出力とも連携することができます。

3. マッチング

機能及びサービス	内容
マッチング機能	人材ビジネス業務のそれぞれのシーンに合わせた最適な検索結果とマッチングを提供します。検索方法は、フリーワード検索（テキスト検索）、フィールド検索（各項目検索）、オリジナル検索、絞り込み検索といった検索方法を提供しています。また、求職者と求人を同一画面で比較検討しやすいマッチング画面を備えています。一覧性の高さによって、なかなか見つけられなかった求職者の細かなニーズを拾う事ができ、求職者、求人企業ともに細やかなマッチングが可能です。さらに、マッチング結果によって、メール作成を自動化し、求職者推薦や求人紹介をまとめて行うことも可能です。

4. カスタマイズ

機能及びサービス	内容
簡単カスタマイズ	入力画面の項目、各画面で表示される項目、検索項目、アクションメニュー、グローバルメニュー、サブリスト、業務進行（フェーズ）、アクセス権限、外部アプリへのアクセスなど、目に見える情報はほぼすべてカスタマイズできます。事業や組織の変更毎にシステム改修の費用が掛かりません。

5. 媒体・外部連携

機能及びサービス	内容
媒体連携	PORTERSでは、アプリとcsvによる、各種媒体（求人サイト）との連携を実現しています。これにより求人の公開、求職者の取り込みを自動化し、業務の生産性を向上します。
ホームページ連携	PORTERSでは、お客様の状況に合わせてPORTERSとWebサイト連携することができます。PORTERSから求人を自動掲載、求職者エントリーを自動取り込みするアプリ『Web Parts』の提供や、WebサイトとPORTERSのAPIによる高度な連携を行っております。
機能拡張・外部システム連携（API）	PORTERS Connect APIで外部アプリケーションからのデータ取得、外部アプリケーションへのデータ更新を行うことができます。これにより、既存システムや外部のサービス連携やWebサイトとのシームレスな連携および、カスタムアプリなどの開発が自在にできるようになります。

6. 帳票出力

機能及びサービス	内容
ワンクリック帳票	保存されたデータをもとに事前に設定したテンプレートを利用して、求人票やキャリアシートなど、人材ビジネスに不可欠な帳票をワンクリックで作成することができます。
レポート&ダッシュボード	PORTERSに蓄積されたデータを分析、可視化することで、業務フローの課題を特定し、改善することができます。
インポート&エクスポート	PORTERSでは、csvインポート／エクスポート機能を持ち、各媒体とのインポートエクスポート、またはデータメンテナンスや他システムとの連携などが可能です。

PORTERSで実現できること

- ・人材マッチングビジネスの全業務プロセスを可視化
- ・各業務プロセスの生産性を向上

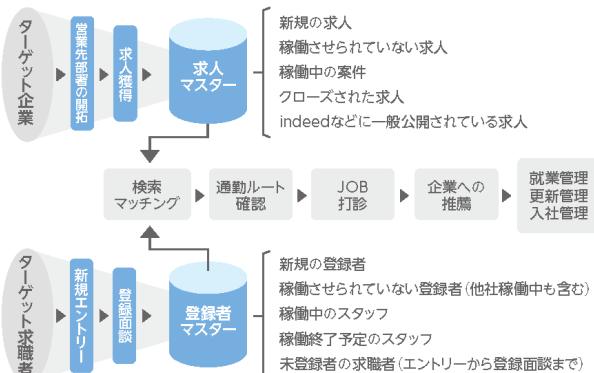


PORTERSは、 人材業務に必要な機能がすべてすぐに活用ができる 「クラウド型マッチングシステム」です。

FEATURE 01

人材業界のノウハウを活用 業務フローの標準化まで

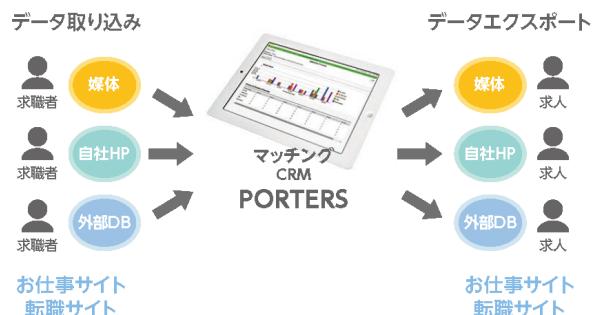
あらゆる特化業界・領域に最適な業務フローを簡単に設計。立上げ企業から最大規模の企業まで、必要な機能をセットアップして利用可能です。そのためのカスタマイズの費用はかかりません。



FEATURE 02

常にデータを一元管理 マッチングの機会を最大化

求人媒体や自社サイトとの自動連携が可能。求人・求職者の情報を常に最新版にアップデートしながら一元管理。獲得直後のHOTな案件・候補者に絞ったマッチングや、まだ提案できていない人材案件をワンステップで発見しマッチングができます。



FEATURE 03

活用機能をオールインワン 各社にあった使い方を実現

マッチングや企業への推薦、求人開拓や求職者獲得など、人材業務はやることがたくさん。これらの業務進捗管理と一緒に必要な機能をすべてオールインワンでご提供。カスタマイズ機能は標準装備されており、いつでも自身で操作可能です。



[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年7月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
53 (11)	34.8	3.1	5,312

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、HR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「Matching, Change your business」というミッションを掲げ、「世界の雇用にもっとも貢献する企業になる」というビジョンのもとに事業を展開しております。

また、企業使命実現に向けた価値として、「お客様が目的を達成し心から満足する製品を提供する」ことを掲げるとともに、特に以下の3つの価値観を大切に考えております。

- Be professional／顧客の目的達成のために
- Tettei／考え方抜く、やりきる
- Keep challenging／チャレンジする

(2) 経営戦略

当社は(1)に掲げた経営方針のもと、「企業における人材ニーズ」と「人材」のマッチングプロセスを最適化することを事業領域と考え、この実現のために以下の経営戦略を行ってまいります。

① サービス価値の拡充とプロダクトの拡充

- サービス価値の拡充として、PORTERSの利便性を向上させるオプションの開発やシステムの安定的な稼働のためのシステム投資などPORTERSの機能向上に取り組む。
- プロダクトの拡充として、潜在的な顧客ニーズに応えられるようなPORTERS以外の新製品の開発に取り組む。

② マーケティング及びセールス体制の強化

- 既存のデジタルマーケティング施策に加え、メディアへの広告展開や、異なる媒体への広告施策に取り組む。
- 営業人員の拡充や教育体制を強化することにより、大口ID利用企業の顧客化に取り組む。

③ 顧客接点の強化

- オンボーディング(注1)及びカスタマーサクセス(注2)を強化することにより、PORTERSのアップデート情報を含めたPORTERSの最新情報を既存顧客に適時に通知するとともに、同一顧客内の他部署への当社サービスの促進及び有料オプションの利用を促進させる。

(注1) PORTERSのユーザーがシステムの利用方法を適切に理解し、そのサービス価値を享受できている状態。

(注2) 顧客の成功のためにPORTERSのユーザーへ能動的に関与すること。

④ 海外展開の本格化

- サービス拠点の展開や、現地企業等との業務提携及びマーケティング施策を実施することにより顧客拡大を進めしていくこと。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社ではクラウドサービスであるPORTERSを主力事業として展開しており、PORTERSのID数（※）を伸長させることが企業価値の向上に繋がると考えられることからPORTERSのID数及びその財務的な成果である売上高を重要な経営指標と位置付けております。また、持続的な成長のためには、事業活動で獲得した原資をもとに新規投資を行うことが重要とも考えているため、投資の原資としての営業利益も重要な経営指標として位置付けております。

※ ID数とは、とは「PORTERS」有料稼働ID数のことを指します。

(4) 経営環境

当社は人材紹介会社や労働者派遣会社等の人材サービス会社に対して人材マッチングクラウドサービスを提供しております。有料職業紹介事業及び労働者派遣事業の市況やそれらの事業を営む会社のITへの投資意欲が経営環境を分析するに当たって重要な要素と考えております。

当社がサービスを提供する日本国内のHR Tech事業の顧客は、有料紹介事業及び労働者派遣事業のどちらかもしくは両方に属しております。日本国内における有料紹介事業及び労働者派遣事業の市場につきましては、2017年から2020年にかけてそれぞれ約19%増（2020年度 届出手数料：522,170,000千円）、約32%増（2020年度 売上高8,620,900,000千円）と拡大を続けております。2020年度の有料紹介市場届出手数料は新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年を下回っていますが、有料職業紹介事業者数は増加しており、今後においては拡大するものと見込んでおります。有効求人倍率の年間平均においては、2017年の1.54倍から2020年は1.10倍と減少しているものの、2019年まで1.55倍と上昇していたことに加え、2022年2月においては新型コロナウイルス感染症の影響が小さくなつたこともあり、有効求人倍率が1.21倍まで回復しております。特に新型コロナウイルス感染症の影響下においても求人倍率は1倍を超えており、日本国内の人手不足感は続くと予測しております。このことから、当社がサービス提供するHR Tech事業の顧客が属する有料紹介事業及び労働者派遣事業の市場規模は維持もしくは拡大することが見込まれます。

企業のITへの投資意欲についても、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会「企業IT動向調査報告書2021」によると、2021年度のIT予算については新型コロナウイルス感染症禍においても80%を超える企業が不变もしくは増加と回答しております。特に、「IT予算の増加」の理由が「デジタル化に向けた対応、基幹システムの刷新、新規システムの導入」が上位であり、また、「IT投資で解決したい中長期的な経営課題」として「業務プロセスの効率化とスピードアップ」が1位であることから、今後も企業のITへの投資意欲は拡大することが見込まれます。

これらを踏まえ、当社が提供する業界の規模につきまして、今後も一定規模の維持、拡大することを見込んでおります。

項目	2017年	2018年	2019年	2020年
有料紹介市場 届出手数料（注1）	438,430,000 千円	536,130,000 千円	583,230,000 千円	522,170,000 千円
労働者派遣市場 年間売上高（注2）	6,499,500,000 千円	6,381,600,000 千円	7,868,900,000 千円	8,620,900,000 千円
IT予算比率（注3）	1.46%	1.61%	1.85%	1.96%
有料紹介市場のIT市 場規模（注4）	6,401,078 千円	8,631,693 千円	10,789,755 千円	10,234,532 千円
労働者派遣市場のIT 市場規模（注5）	94,892,700 千円	102,743,760 千円	145,574,650 千円	168,969,640 千円
有料職業紹介事業数 (注1)	20,783	22,977	25,099	26,208
労働者派遣提出事業 所数（注2）	25,282	38,128	38,040	42,065
有効求人倍率（注 6）	1.54倍	1.62倍	1.55倍	1.10倍
事業従事者数（注7）	528千人	526千人	520千人	479千人

(注) 1 出典：厚生労働省 職業紹介事業の事業報告の集計結果について

(注) 2 出典：厚生労働省 労働者派遣事業の事業報告の集計結果について

- (注) 3 出典：企業IT動向調査報告書2021、業種グループ別 売上高に占めるIT予算比率 サービス業のトリム平均値を使用
- (注) 4 IT予算は、「有料紹介市場届出手数料」×「IT予算比率」で算出
- (注) 5 IT予算は、「労働者派遣市場年間売上高」×「IT予算比率」で算出
- (注) 6 出典：厚生労働省 職業安定業務統計 一般職業紹介状況
- (注) 7 出典：総務省統計局 サービス産業動向調査

当社製品は、他の事業会社が提供するCRM (Customer Relationship Management) システムと競合する可能性があるものの、当社は創業以来20年間以上、有料職業紹介事業、労働者派遣事業等の人材業界に特化したサービスを提供しており、その中で得られた業界に対する深い知識や豊富な経験を競争優位性の源泉として、事業を継続して参りたいと考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題としては以下の事項を認識しております。

① サービスの認知度向上及び新規顧客の獲得

当社はこれまで人材マッチングサービスを一貫して提供してきたことから、安定した顧客基盤の構築は出来ており、人材サービス業界における認知度は高いものと考えております。一方で、国内の主要地域及びアジア各国の販売網のさらなる拡大を行っていくためには、当社製品の認知度をより一層向上させ、当社製品が新規顧客に円滑に導入されることを強化していくことが重要な課題であると認識しております。新たな拠点の開設やデジタルマーケティングの強化により当社サービスの認知度をより浸透させるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。

② 開発スピードの強化

既存サービスにおける新機能のリリースや海外市場へのサービス展開を迅速に実行していくためには、製品の開発体制を強化し、開発スピードを高い水準に維持することが重要な課題と認識しております。開発部門における優秀な人員の確保や、開発プロセスの改善を行うことによりその実現に努めてまいります。

③ 新規事業の早期収益化

企業価値の持続的向上を実現するためには、既存サービスにおける付加価値の向上に加え、積極的に新規事業の研究開発・育成を行うことが重要な課題と考えております。しかしながら、新規事業は初期段階においては収益に対して費用が先行することから、事業として十分な利益を獲得できない期間が長期化する可能性もあります。既存事業の顧客基盤を活用するとともに、自社での営業活動を積極的に行うことによって新規事業の早期収益化に努めてまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社が今後サービスの向上や業容の拡大をするためには、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社では、事業規模に応じた適切な人員の確保に努めるとともに、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことにより、内部管理体制の強化を図ってまいります。

⑤ システムの安全性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼働の確保は重要な課題と認識しております。そのため、突発的なアクセス増加にも耐えられるようなサーバー環境の強化や、システム安定稼働のための人員確保に努めてまいります。

⑥ 財務上の課題について

当社は毎期の事業活動で獲得した利益を原資としてシステム投資等を行うこととしており、安定的に利益を計上している現状においては、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。今後も当該方針のもとに事業活動を継続してまいりますが、新製品の開発や海外市場への展開に当たっては、多額の資金需要が生ずることも想定されます。そのような資金需要が生じた場合でも自己資金を充当する方針でおりますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。具体的には、当該リスクを把握し、管理する体制・枠組みとして当社内にコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、対応いたします。詳しくは「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 b. 企業統治の体制の概要及び採用理由 ト コンプライアンス委員会・リスク管理委員会」をご参照ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク等

① 人材サービス業界の動向について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の提供する人材マッチングクラウドサービスは、人材紹介会社や労働者派遣会社等の人材サービス会社を重要な顧客としております。これらの企業の業績は転職市場における転職動向や一般企業の派遣社員に対する派遣需要等の動向に左右され、有効求人倍率の低下や失業率の上昇等により労働市場が悪化した場合、PORTERSの契約ID数が変動することにより当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合リスクについて

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の属する人材マッチングビジネス向けCRM (Customer Relationship Management) 市場は、人材サービス会社を主要な顧客としており、人材サービス分野に対する深い知識や豊富な経験が必要であることから、新たな市場参加者が積極的に参入する脅威は高くないと判断しております。しかしながら、ITやインターネットを用いたサービスは常に進化し続けており、当社製品に代替する製・商品又はサービスが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社の事業内容に関するリスク

① 特定のサービスに依存するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社のHR Tech事業は、主力製品であるPORTERSの売上に依存した事業となっております。既存事業のサービス内容の向上や安定的にサービスを供給できる体制の確保に努めるとともに、新規事業の創出に取り組んでおりますが、アクセス障害等によりサービスを長期間にわたり提供することができなくなった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 解約について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の主たるサービスであるPORTERSは毎月の利用料を前受にて受領しており、長期的に利用されることを想定しておりますが、顧客の事業環境の変化等により、契約の更新がされない又は中途解約が行われる可能性があります。当社では、カスタマーサクセスサポートを継続的に実施するとともに、顧客の要望を吟味の上、PORTERSの機能拡充を行うことにより顧客維持に努めしております。しかしながら、顧客の人材サービス事業からの撤退や、当社製品に対するニーズの低下により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新規事業に係るリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小

当社は事業規模の拡大と収益源の多様化を図るため、積極的に研究開発投資を実行し、その成果を活用した新規事業の創出に取り組んでおります。新規事業については、市場動向の分析、収益化のスケジュールの策定、事業のモニタリング等により投資額が回収できないリスクの低減を図っております。しかしながら、新規事業が安定した収益を生み出すまでには一定の期間が必要となることが予想され、また、予測困難な事象の影響による収益化の遅延や追加コストの支出が発生することも想定されるため、開始した新規事業が期待した成果に結びつかない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外での事業展開のリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は経営戦略の一環としてアジアを中心とする海外市場へ進出することを計画しております。海外市場は、政治、文化、法令及び規制等が日本と異なり、その業務の遂行には不確実性が伴います。海外展開に際しては、専門家の活用等により、現地の事業環境、会計、税務等の調査を行うことによりリスクの低減を図っておりますが、不測の事態の発生により当社の海外展開に支障をきたした場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムに関するリスクについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、インターネット環境を利用して人材マッチングクラウドサービスを提供しておりますが、人為的ミス、ネットワーク機器の故障、コンピュータウイルス、ネットワーク障害等を起因とするシステム障害が発生する可能性があり、また、ソフトウェアの不具合によりサービスの継続的な提供に支障をきたす可能性があります。当社では過去のシステム障害の発生状況の分析により適切な対応策を策定し、万一对応が発生した場合においても短期間で復旧できるような体制を整えております。また、適切なセキュリティ体制を構築することにより、外部からの不正アクセスを回避するよう努めております。さらに、社内において信頼度の高い開発体制を構築・維持し、製品の不具合の発生可能性を低減させております。しかしながら、予測困難な要因によるシステム障害やソフトウェアの重大な不具合が発生した場合、サービス提供の停止等を通じて、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 技術革新への対応について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業領域であるHR Tech市場は近年目覚ましい発展を遂げており、技術革新の速度が極めて速いという特徴を有しております。当社では適切なIT人材の確保や社内の開発体制を充実させることにより、新技術への対応が可能な製品開発に努めておりますが、顧客ニーズに見合う技術のキャッチアップに遅れ、技術革新に適時に対応できない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟及び知的財産権に関するリスク等

① 訴訟リスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、法令違反行為を防止するための内部管理体制を構築し、役職員への研修によるコンプライアンス意識の醸成等を通じて法令順守を徹底することに努めております。現時点では、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生して訴訟を提起された場合、その内容及び結果によっては多額の損害賠償金の支払いが必要となり、あるいはレピュテーションの悪化を通じて売上が減少するなどして、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 商標権、特許権等の知的財産権を侵害するリスク

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社は、知的財産権についてはコーポレートグループによる一元的な管理を行うとともに、知的財産権の侵害の可能性については調査可能な範囲で対応を行っており、第三者の知的財産権を侵害しないように努めております。しかしながら、万一にも知的財産権の侵害をしてしまった場合には多額の損害賠償金の支払いが必要となり、あるいはレピュテーションの悪化を通じて売上が減少するなどして当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報の保護について

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は事業運営にあたり個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」等に基づく個人情報保護方針を策定し、管理体制を整備する等、個人情報の適切な管理と流出防止については細心の注意を払っております。しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社の信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 組織体制等に関するリスク

① 特定の人物に依存するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の代表取締役社長西森康二及び取締役副社長御子柴智美は、創業当初より経営戦略の策定や事業活動の推進において重要な役割を果たし、当社グループの経営は両者を中心に行われてきました。両者は、当社グループの経営方針の策定や事業戦略の構築、海外展開等において重要な役割を果たしているとともに、提出日現在において上位株主でもあります。当社グループは、事業拡大に伴い両者に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両者の経営方針に重大な齟齬が生じた場合や、不測の事態が生じた場合、又はいずれかが取締役を退任するような事態が生じた場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の人材マッチングクラウドサービスの更なる向上や社内管理体制の強化のためには、優秀な人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。採用面ではダイレクトリクルーティング等を用いて積極的な人材採用を行うとともに、ストック・オプションや従業員持株会を用いたインセンティブ制度の導入により離職を防止することに努めておりますが、適格な人材を十分確保できなかった場合には、当社の事業展開に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は小規模な組織であり、経営資源の効率的な配分を図るために内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて内部管理体制の充実を図っていく方針ですが、体制の構築が適時適切に進捗しなかった場合には、事業運営に影響を及ぼすとともに当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) その他

① 配当政策

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社は株主に対する利益還元が経営上の重要課題と認識しております。しかしながら、現在は事業の成長過程にあることから、内部留保の拡充による財務基盤の強化や収益基盤の確立に繋がる新規事業への投資を積極的に実施することが企業価値向上に結び付くものと考えております。将来的には利益還元の方策の一つとして配当を行う方針ではありますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：大、発生可能性のある時期：1年以内、影響度：中

当社では、当社の役職員に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は9.0%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

③ 当社株式の流通株式比率について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社における株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率について、新規上場時は26.5%となる見込みであり、同社が上場維持基準として定める流通株式比率25%以上の水準に近接していることから、上場後において当該上場維持基準に抵触するリスクがあります。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金の公募増資による調達、大株主への一部売出の要請、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加等により、流動性の向上を図っていく方針であります。

④ 当社株式の流通株式時価総額について

発生可能性：中、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社の本書提出日現在において想定する上場時の流通株式時価総額は同取引所が定める形式要件に近接しており、上場後も同社の定める5億円以上の流通株式時価総額という上場維持基準に抵触するリスクがあります。当社株式の流通株式時価総額は株価水準や投資家による売買を通じて変動することとなります、今後においても

取引所が定める形式要件を充足し続けるために、企業価値の継続的な向上と適切な資本政策を検討することで、流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。

⑤ 自然灾害、事故及び感染症発生により業務継続に影響を及ぼすリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

当社の事業活動においては、クラウドサービスの提供にあたってコンピュータシステムおよびネットワークシステムを活用しております。セキュリティの強化、データのバックアップ体制の構築等のシステムトラブル対応策や感染症発生における対応策を講じていますが、これらの対応策にも関わらず、想定を超えた自然災害、事故によるシステムトラブルや世界規模での感染症の流行等が発生した場合には、正常な事業活動が阻害され、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

発生可能性：低、発生可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、従業員を含むステークホルダーの安全確保を目的に、緊急事態宣言の発令・解除の状況等を鑑み、在宅勤務での業務運営を行う他、国内外出張の取りやめ、及びオンラインツールを使用した社内会議の開催等を実施しております。

しかしながら、これらの感染症が更に拡大し、事態が悪化した場合には、従業員の健康被害、市況の悪化、営業活動の縮小及び顧客企業における採用活動の抑制等により当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い回復の兆しをみせていたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続いており、先行き不透明な状況が続いております。一方で、有効求人倍率については回復傾向にあるとともに、就労者の転職活動の多様化や企業における人材需要の回復により雇用情勢は着実に改善しております。

このような経済環境の中、当社では「Matching, Change your business」をミッションに掲げ、人材マッチングの最適化を通じて企業活動の活性化に貢献するという目標のもと、人材クラウドマッチングサービスであるPORTERSを提供してきました。当事業年度においては、セールス面では営業人員の増強を図るとともに、デジタルマーケティングの活用や、ポーターズマガジンの発行により市場における潜在顧客へのアプローチに努めました。さらに、PORTERSの開発面では、PORTERSの機能追加やパフォーマンス改善を行いました。また、人材紹介会社や労働者派遣会社といった当社顧客も、業務効率化のためにIT投資を積極的に行うという姿勢は継続しており、当社の人材マッチングクラウドサービスであるPORTERSは堅調に成長し続け、2021年12月末時点での有料ユーザーID数は9,937IDとなりました。この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,100,629千円（前年同期比7.7%増）、営業利益222,373千円（前年同期比47.6%増）、経常利益230,116千円（前年同期比53.1%増）、当期純利益152,650千円（前年同期比52.0%増）となりました。

なお、当社はHR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受け、依然として厳しい状況にあります。

このような経済環境の中、有効求人倍率は低位であるものの、IT人材を中心とした人手不足感は続いており、有料職業紹介、労働者派遣業界の需要は維持もしくは拡大傾向にあります。また、有料職業紹介、労働者派遣業界におけるDX化の活用について引き続き拡大傾向にあります。

このような事業環境の下、当社のマッチングクラウドサービスPORTERSは堅調に有料ユーザーID数が増加し、当第2四半期会計期間末時点で10,333IDとなりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は611,128千円、売上総利益は493,317千円、営業利益は167,331千円、経常利益は170,194千円、四半期純利益は111,948千円となりました。

なお、当社はHR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

② 財政状態の状況

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ152,550千円増加し、807,265千円となりました。

流動資産は前事業年度末に比べ136,205千円増加し、724,612千円となりました。これは主に、営業活動が好調に推移したことに伴う現金及び預金137,343千円の増加によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ16,345千円増加し、82,652千円となりました。これは主に、子会社設立に伴う関係会社出資金12,211千円の増加によるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ99千円減少し、332,331千円となりました。

流動負債は前事業年度末に比べ49,892千円増加し、290,631千円となりました。これは主に、課税所得の増加に伴う未払法人税等31,226千円の増加並びに有料ID数の増加に伴う前受金12,508千円の増加によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ49,992千円減少し、41,700千円となりました。これは1年内返済予定の長期借入金への振替に伴う長期借入金49,992千円の減少によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は474,933千円となり、前事業年度末に比べ152,650千円増加いたしました。これは当期純利益の計上152,650千円による繰越利益剰余金の増加があったことによるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は908,559千円となり、前事業年度末に比べ101,293千円増加いたしました。

流動資産は前事業年度末に比べ76,466千円増加し、801,078千円となりました。これは主に営業活動が好調に推移したことに伴う現金及び預金56,338千円の増加によるものであります。

固定資産は前事業年度末に比べ24,827千円増加し、107,480千円となりました。これは主に、新機能開発に伴うソフトウェア仮勘定の計上等により無形固定資産が13,191千円増加したことによるものです。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は321,677千円となり、前事業年度末に比べ10,654千円減少いたしました。

流動負債は前事業年度末に比べ14,341千円増加し、304,973千円となりました。これは主に、有料ID数の増加に伴う契約負債9,582千円の増加によるものであります。

固定負債は前事業年度末に比べ24,996千円減少し、16,704千円となりました。これは1年内返済予定の長期借入金への振替に伴う長期借入金24,996千円の減少によるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は586,882千円となり、前事業年度末に比べ111,948千円増加いたしました。これは四半期純利益の計上111,948千円による利益剰余金の増加があったことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末と比較し137,343千円増加し、682,944千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、営業活動の結果獲得した資金は193,107千円（前年同期は84,255千円の獲得）となりました。これは、主に税引前当期純利益230,116千円（前年同期150,349千円）の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、投資活動の結果使用した資金は14,850千円（前年同期は13,781千円の使用）となりました。これは、主に関係会社出資金の取得による支出12,211千円（前年同期はゼロ）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動の結果使用した資金は49,992千円（前年同期は49,992千円の使用）となりました。これは、長期借入金の返済による支出49,992千円（前年同期49,992千円）によるものであります。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べて56,338千円増加し、739,283千円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、95,937千円の収入となりました。これは主として、税引前四半期純利益170,194千円の発生、法人税等の支払額55,638千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、18,865千円の支出となりました。これは主として、無形固定資産の取得による支出15,407千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、24,996千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出24,996千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしておりません。

b. 受注実績

当社の行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、受注実績に関する記載はしておりません。

c. 販売実績

当社の販売実績は次の通りであります。なお、HR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第22期第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
HR Tech事業	1,100,629	107.7	611,128

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%を超える相手先がいないため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しておりますが、重要な会計上の見積りを要する項目はないと判断しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 財政状態

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に含めて記載しております。

b 経営成績

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ78,276千円増加し、1,100,629千円（前期比7.7%増）となりました。これは主に、マーケティング活動及び営業活動を積極的に実施したことによる新規顧客の獲得によりID数が増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にID数が減少していた既存顧客のID数が回復したことにより、当事業年度末のID数が9,937ID（前期比+886ID）となったことが要因です。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は260,198千円（前期比20.8%減）となりました。これは主にMatching Proのサービス終了に伴いこれに係る経費が減少したことによるものです。この結果、売上総利益は840,430千円（前期比21.1%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は618,057千円（前期比13.8%増）となりました。主な要因としては、製品の認知度向上のためにマーケティング投資を積極的に行ったことによるものです。この結果、営業利益は222,373千円（前期比47.6%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は8,309千円（前期比4.4%増）、営業外費用は565千円（前期比93.1%減）となりました。営業外収益が増加した主な要因は、為替差益が8,304千円発生したことによるものであり、営業外費用が減少した主な要因は、為替差損が5,831千円減少したことによるものです。この結果、当事業年度の経常利益は230,116千円（前期比53.1%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度は特別利益及び特別損失を計上しておりません。また、当事業年度における法人税等合計は、前事業年度に比べ27,553千円増加し77,466千円となりました。この結果、当期純利益は152,650千円（前期比52.0%増）となりました。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（売上高）

当第2四半期累計期間の売上高は611,128千円となりました。これは主に、新規顧客の獲得によるID数の増加並びに既存顧客が利用するID数の増加により、当第2四半期会計期間末のID数が10,333ID（前期末比+396ID）となったことが要因です。

（売上原価、売上総利益）

当第2四半期累計期間の売上原価は117,810千円となりました。これは主にMatching Proのサービス終了に伴いこれに係る経費が減少したことによります。この結果、売上総利益は493,317千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は325,985千円となりました。主な要因としては、製品の認知度向上のためにタクシーCMやオフィスビルのディスプレイを媒体とする広告活動を行ったことによるものです。この結果、営業利益は167,331千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当第2四半期累計期間の営業外収益は主に為替差益が3,963千円発生したことにより5,106千円となりました。また、営業外費用は主に上場準備費用が2,000千円発生したことにより2,243千円となりました。この結果、当第2四半期累計期間の経常利益は170,194千円となりました。

（四半期純利益）

当第2四半期累計期間において特別利益及び特別損失を計上しておりません。また、当第2四半期累計期間の法人税等合計は58,246千円となりました。この結果、四半期純利益は111,948千円となりました。

c キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

d 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」をご参照ください。

当該指標の推移については以下の通りであります。

単位：千円

		2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高		710,465	863,187	1,013,117	1,022,352	1,100,629
営業利益		97,627	52,252	147,597	150,621	222,373
ID数 (※1)	計画数(※2)	-	-	-	10,581	9,751
	実績数	7,150	9,083	9,186	9,051	9,937
	差異数(※3)	-	-	-	△1,530	186

※1：期末時点の「PORTERS」の有料稼働ID数となります。

※2：2017年12月期、2018年12月期及び2019年12月期については、計画数を設定していないため記載しておりません。

※3：2020年12月期は、新型コロナウイルス感染症の影響により顧客の事業環境が悪化した結果、既存顧客のID数の減少等が生じたため計画数を下回っております。2021年12月期は、顧客の事業環境が前年から回復したことに加え、積極的なマーケティング活動への投資により新規顧客の獲得が順調に進んだため計画数を上回っております。

③ 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要が生じるものとしては、人件費、外注費、広告宣伝費、地代家賃等の運転資金のほか、事業拡大に伴う採用活動のための採用費であります。財政状態や資金使途を勘案しながら、必要な資金は営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度の研究開発活動は、マッチング最適化のためのアルゴリズムの研究及びその製品化のための開発投資や、PORTERSの追加機能開発のための開発投資であり、研究開発費は76,290千円あります。

なお、当社はHR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、29,636千円あります。なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当事業年度の設備投資の総額は9,570千円であります。その内訳は無形固定資産9,570千円の増加であり、主に、自社利用ソフトウェアの開発7,122千円であります。

また、重要な設備の除却または売却等はありません。

第22期第2四半期累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は19,759千円であります。主に、機能開発に伴いソフトウェア仮勘定を計上したことが要因です。

また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却または売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備 ソフトウェア	8,276	738	5,219	2,447	16,682	46(11)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在、休止中の主な設備はありません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
4. 本社建物は賃貸物件であり、年間支払賃借料は27,405千円であります。
5. 当社はHR Tech事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2022年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000
計	6,000,000

(注) 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は5,980,000株増加し、6,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,500,000	—	—

(注) 1. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,495,000株増加し、1,500,000株となっております。
2. 2022年6月14日開催の臨時株主総会決議により、2022年6月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年4月17日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員	48（注）6
新株予約権の数（個）※	72 [69]	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	72 [20,700]（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	25,000 [84]（注）2（注）5	
新株予約権の行使期間※	2020年5月17日から2027年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	25,000 [84] 12,500 [42]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び従業員15名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2018年4月17日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員	8（注）6
新株予約権の数（個）※	125	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	125 [37,500]（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	25,000 [84]（注）2（注）5	
新株予約権の行使期間※	2020年5月17日から2027年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	25,000 [84] 12,500 [42]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除了した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び従業員4名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年6月19日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役	1
新株予約権の数（個）※		25
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	25 [7,500] (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※		25,000 [84] (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間※	2020年7月18日から2027年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	25,000 [84]
	資本組入額	12,500 [42] (注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除了した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2019年4月9日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 当社従業員	1 22（注）6
新株予約権の数（個）※	15	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	15 [4,500]（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	30,000 [100]（注）2（注）5	
新株予約権の行使期間※	2022年4月1日から2028年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	30,000 [100] 15,000 [50]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員8名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年12月10日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 当社従業員	1 13（注）6
新株予約権の数（個）※	110	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	110 [33,000]（注）1（注）5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	60,000 [200]（注）2（注）5	
新株予約権の行使期間※	2025年1月1日から2028年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	60,000 [200] 30,000 [100]（注）5
新株予約権の行使の条件※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名及び従業員10名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	2021年5月13日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 当社従業員	1 1
新株予約権の数（個）※	56	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	56 [16,800] (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	100,000 [334] (注) 2 (注) 5	
新株予約権の行使期間※	2023年7月1日から2030年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	100,000 [334] 50,000 [167] (注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を「」内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2021年12月14日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員	5
新株予約権の数（個）※		52
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式	52 [15,600] (注) 1 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）※		120,000 [400] (注) 2 (注) 5
新株予約権の行使期間※	2024年1月1日から2030年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	120,000 [400]
	資本組入額	60,000 [200] (注) 5
新株予約権の行使の条件※	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることはできない。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4	

※ 最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除了した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いざれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記（注）3に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2018年3月29日 (注) 1	4,800	5,000	—	10,000	—	—
2022年6月14日 (注) 2	1,495,000	1,500,000	—	10,000	—	—

(注) 1. 株式分割（1:25）によるものであります。

2. 株式分割（1:300）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	2	3	
所有株式数（単元）	—	—	—	7,500	—	—	7,500	15,000	
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	50.0	—	—	50.0	100	

(注) 1. 当社は2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

2. 当社は2022年6月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,500,000	15,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,500,000	—	—
総株主の議決権	—	15,000	—

(注) 1. 当社は2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,495,000株増加し、1,500,000株となっております。

2. 当社は2022年6月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要な課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

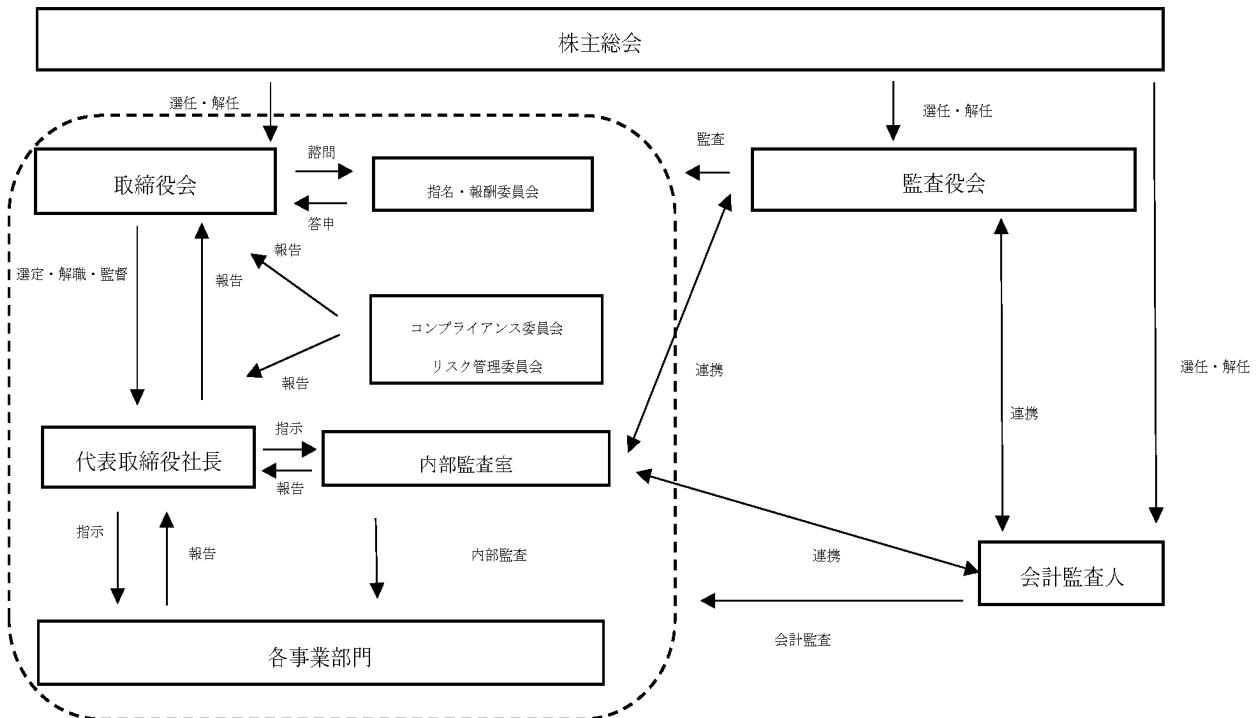
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のミッションである「Matching, Change your business」の実現のためには、サービスの向上、業容拡大、持続的な成長と企業価値の向上が不可欠です。それらの達成のためにも、内部統制の有効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが経営上の重要な課題と認識しており、コーポレート・ガバナンスが適切に機能する組織体制の構築に努めて参ります。また、自社のみならず、株主、顧客企業、取引先及び従業員等のステークホルダーの立場を尊重するとともに、法令遵守の徹底に努めていくことも重要と考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制の概要及び採用理由

イ 企業統治の体制の概要及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を設置しております。取締役会が経営全般に対して監督機能を有するとともに、監査役会が、執行、経営に対する適法性及び妥当性の監査を行うことができ、また、各機関が相互に連携することによって、経営の健全性、効率性及び透明性を確保することができると認識しているため、現状の企業統治の体制を採用しております。

ロ 取締役会

取締役会は常勤取締役3名と非常勤の社外取締役2名で構成されております。取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催され、経営の意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行います。また、迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催することになっております。取締役会には、全監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

ハ 監査役及び監査役会

監査役会は、社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。また、社外監査役のうち1名は弁護士の資格を有し、1名は公認会計士の資格を有しております。監査役会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

監査役監査は常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項が提出されております。

ニ 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から適時適切な監査を受けております。

ホ 内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者が、「内部監査規程」に基づき実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。

ヘ 指名・報酬委員会

取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性と適正性を高めることを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。

指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、取締役候補者の選任基準等の内容について審議の上、取締役会に対して答申し、また取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する株主総会議案、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等の内容について審議の上、取締役会に答申いたします。

委員会は、社外取締役が委員長を務め人数は3名で構成しています。メンバーは、以下の通りです。

委員長：中村 恒一（社外取締役）、委員：佃 勇吾（社外取締役）、西森 康二（代表取締役社長）

ト コンプライアンス委員会・リスク管理委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。両委員会は、代表取締役社長 西森康二を委員長に、また、取締役 御子柴智美、取締役 天野竜人、社外取締役 中村恒一、社外取締役 佃勇吾、常勤監査役 清水有滋、社外監査役 長尾二郎及び社外監査役 南方美千雄を委員として構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

当社の取締役会又は監査役会の構成メンバー及び出席メンバーは、以下の通りであります。

（◎：議長、○：構成メンバー、△：出席メンバー）

役職名	氏名	取締役会	監査役会
代表取締役社長	西森 康二	◎	—
取締役副社長	御子柴 智美	○	—
取締役	天野 竜人	○	—
社外取締役（非常勤）	中村 恒一	○	—
社外取締役（非常勤）	佃 勇吾	○	—
常勤監査役	清水 有滋	△	◎
社外監査役（非常勤）	長尾 二郎	△	○
社外監査役（非常勤）	南方 美千雄	△	○

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2020年3月10日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行い、当該方針に基づき、内部統制システムの運用を行っております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、ポーターズ行動規範に基づき誠実かつ公正な行動に努める。
- ・取締役会は、取締役会規程、組織管理規程等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- ・コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンスの状況は定期的に開催されるコンプライアンス委員会を通じて、取締役、監査役及び各グループの責任者に対し報告を行う。各グループの責任者は、グループ固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ・内部監査規程に基づき、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、各グループの業務執行やコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。
- ・内部通報制度を導入し、社内規則、法令違反行為及び企業倫理違反行為等の発生を未然に防ぐとともに、それらの行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程、稟議規程等に基づき、適切に保存及び管理する。
- ・取締役及び監査役は、いつでもこれら保存された文書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、当社企業グループに影響を及ぼす可能性のある、事業環境、事業内容、コンプライアンス、個人情報、サービス品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、リスク管理規程を整備するとともに、リスクを定期的に見直す。
- ・リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置する。リスクの識別及びその対応策の策定はリスク管理委員会が行い、取締役、監査役及び各グループの責任者に対して報告を行う。
- ・内部監査室は、各グループのリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回の定時取締役会を開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会では、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各グループにおいては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ・各グループの責任者は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行する。
- ・各グループにおいては、組織管理規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、業務の迅速性および効率性を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- ・子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、重要事項については当社への事前協議を行う。また、子会社の財務状況や業績状況等について報告を求める。
- ・監査役は、子会社に対して、重要書類の閲覧や重要会議への出席等を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。また、当社の内部監査室が子会社の内部監査を行い、子会社の業務活動全般が適正に行われているか確認・指導を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、補助を行う使用者を配置する。
 - ・監査役は、補助使用者の権限、補助使用者の属する組織、補助使用者の人事異動、人事評価等に対する監査役の同意権に係る事項等の明確化を図ることにより、補助使用者の独立性及び指示の実効性の確保に努める。
 7. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制
 - ・取締役及び使用者は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役に報告する。
 - ・監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用者に説明を求めることができる。
 - ・取締役及び使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・法令違反行為等の内部通報をした社員に対し、内部通報をしたことを理由としていかなる不利益をも課さないことを内部通報運用規程に明記し周知徹底する。
 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ・監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、隨時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- b. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとすることを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・管理部門を反社会的勢力に係る対応についての所管部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員および使用者が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、有事の際の協力体制を構築する。
- c. リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、リスク管理及びコンプライアンスの統括を目的とした、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会をそれぞれ年4回開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。
- d. 取締役の定数
- 当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。
- e. 取締役の選任の決議要件
- 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

f. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役及び監査役（これらの者であった者を含む）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において、免除することができるとする旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が期待される役割を十分に發揮できることを目的とするものであります。

g. 責任限定契約の締結

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で定める最低責任限度額としております。

h. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

j. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	西森 康二	1963年10月3日生	1988年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1996年4月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション 入社 1997年12月 株式会社アスキー 入社 2001年8月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2014年8月 PORTERS Global Pte.LTD. Director	(注) 3	1,125,000 (注) 5
取締役副社長	御子柴 智美 (旧姓：渡邊)	1974年9月5日生	1997年8月 インターウォーズ株式会社 入社 2002年1月 当社取締役 2014年8月 PORTERS Global Pte.LTD. Managing Director 2019年7月 当社 取締役副社長（現任） 2021年3月 PORTERS Asia SG Pte.LTD. Director（現任） 2022年1月 Porters Asia SG, Pte. Ltd. Managing Director	(注) 3	375,000
取締役 Corporate Groupマネージャー	天野 竜人	1984年6月4日生	2007年4月 サミー株式会社 入社 2007年4月 株式会社銀座販売 出向 2015年5月 サミーデジタルセキュリティ株式会社 管理部課長 2016年1月 日本マルチメディアサービス株式会社（現 ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社） 社長室マネージャー 2017年2月 株式会社日本司会者協会 取締役 2017年9月 当社 入社 2018年3月 当社 執行役員 Corporate Groupマネージャー 2018年6月 当社 取締役 Corporate Groupマネージャー（現任）	(注) 3	—
取締役	中村 恒一	1957年11月7日生	1981年4月 株式会社日本リクルートセンター（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1999年6月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）取締役 2008年4月 同社 取締役副社長 2012年4月 同社 取締役相談役 2016年12月 株式会社サイバーエージェント 社外取締役（現任） 2017年12月 当社 社外取締役（現任）	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	佃 勇吾	1980年5月9日生	2007年10月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2010年4月 税理士法人レガシイ 入社 2011年4月 水野進税理士事務所 入社 2011年5月 株式会社サクセッション設立 代表取締役（現任） 2012年11月 佃勇吾公認会計士・税理士事務所開設（現任） 2012年12月 株式会社CRESCENDO CAPITAL CONSULTING設立 代表取締役（現任） 2013年12月 税理士法人南青山コンサルティング設立 代表社員（現任） 2015年6月 株式会社コルノマカロニ 監査役（現任） 2016年4月 株式会社SHARED CONSULTING 代表取締役（現任） 2020年3月 当社 社外取締役（現任） 2022年1月 株式会社Full Speed Ahead設立 代表取締役（現任） 2022年1月 株式会社Royal House Key設立 代表取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	清水 有滋	1959年9月24日生	1983年4月 日本電気株式会社 入社 1994年9月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Financial Services, LLC) Manager of Budget & Finance Control 1997年1月 NEC Industries, Inc. (現 NEC Corporation of America, Inc.) Secretary & Finance Manager 1999年10月 日本電気株式会社 財務部マネージャー — 2005年7月 CJSC NEC Info communications (現 Joint Stock Company “NEC Neva Communications Systems”) Deputy General Director & CFO 2010年7月 日本電気株式会社 財務室長 2016年6月 NECネットワークプロダクツ株式会社 (現 NECプラットフォームズ株式会社) 常勤監査役 2017年6月 NECスペーステクノロジー株式会社 常勤監査役 2021年10月 当社 常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	長尾 二郎	1967年10月6日生	1995年4月 弁護士登録 1995年4月 青木・関根・田中法律事務所 入所 2010年4月 武藏野簡易裁判所 調停委員（現任） 2011年4月 最高裁司法研修所 民事弁護教官 2014年1月 左門町法律事務所開設 所長（現任） 2014年6月 株式会社アートネイチャー 社外取締役 2018年3月 当社 社外監査役（現任） 2018年4月 株式会社じゃんばら 社外監査役（現任）	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	南方 美千雄	1966年11月13日生	1992年10月 KPMG センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 2001年1月 ナスダック・ジャパン株式会社 入社 2001年9月 株式会社アイピーオーバンク設立 代表取締役（現任） 2002年8月 株式会社みた経営研究所 社外監査役（現任） 2002年9月 株式会社リプラス 監査役 2003年5月 株式会社ビー・アイ・シー 監査役 2003年12月 アイ・エム・エス・ジャパン株式会社 監査役 2009年1月 清和監査法人（現 RSM清和監査法人）入所 2009年1月 同社 シニアパートナー 2012年3月 株式会社ショーケース 社外監査役（現任） 2014年6月 株式会社スカイトーク 代表取締役 2015年11月 橋本不動産株式会社 社外取締役（現任） 2016年3月 株式会社音力発電 社外取締役（現任） 2016年3月 株式会社ビー・エス・インターナショナル 社外監査役 2016年4月 エッジ・ラボ株式会社 社外監査役 2016年6月 株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス 社外取締役（現任） 2017年1月 やまと税理士法人 代表社員 2017年12月 当社 社外監査役（現任） 2019年4月 VCA Japan株式会社（現 VCA Japan合同会社）監査役 2020年8月 税理士法人マーヴェリック 代表社員（現任） 2021年3月 エバステム株式会社 社外監査役（現任） 2022年2月 フォビジャパン株式会社 社外監査役（現任）	(注) 4	—
計					1,500,000

(注) 1. 取締役中村恒一、佃勇吾は、社外取締役であります。

2. 監査役清水有滋、長尾二郎及び南方美千雄は、社外監査役であります。

3. 2022年6月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2022年6月14日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長西森康二の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、その選任に際しましては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

社外取締役の中村恒一氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績に加え、人材業界に対する深い知見を有していることから、経営全般について独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は、当社の新株予約権25個（7,500株）を保有しておりますが、この関係以外に、人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の佃勇吾氏は、公認会計士及び税理士としての専門知識と豊富な業務経験を有しております、会計・税務の面で独立した立場から助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と

当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の清水有滋氏は、上場会社の子会社の監査役を歴任する等、監査役としての専門的知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の長尾二郎氏は、弁護士としての専門知識・経験等を有しており、法務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の南方美千雄氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、会計・税務の面で高い知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人、内部監査担当者及び内部統制部門と相互連携を図り情報交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社では、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名全て社外監査役）により監査役相互で連携することで効果的な監査を実施しております。また、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

なお、監査役南方美千雄氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月1回の定時の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、定期的な情報共有を行っております。最近事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
尾崎 成考（注）1	15回	15回
清水 有滋（注）2	3回	3回
長尾 二郎	15回	14回
南方 美千雄	15回	15回

（注） 1. 2022年3月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任しております。

2. 2021年10月12日開催の臨時株主総会において監査役に選任されて以降の回数を記載しております。

監査役監査は、監査実施の基本方針並びに重点監査項目を設定し、年間の監査スケジュールに沿って監査手続（取締役会等の重要会議への出席など日常監査、内部統制システムの構築・運用状況に関する監査、決算実施に関する監査など）を行います。監査役会においては、主に、監査計画及び監査方針の策定、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要書類の閲覧に基づく監査上の重要事項等について協議・検討を行っています。また、常勤監査役は内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換会を実施し、非常勤監査役と監査役会においてその共有化や意見交換を行い、実効性のある三様監査を目指しております。

② 内部監査の状況

当社では、内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査担当者は常勤監査役及び会計監査人と定期的に情報交換を実施することにより、内部監査の実効性向上に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あづさ監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 高木 修氏

指定有限責任社員 業務執行社員 鶴 彦太氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。なお、有限責任 あづさ監査法人の選定理由といたしまして、当社が株式公開の準備を進める中で、株式公開を前提とした短期調査を受け、その後、当該調査により課題や改善に関する適切な指導を受けたことにより当社の内部管理体制が向上したこと、また、同監査法人が株式公開に関する豊富な実績・経験があることなども勘案し、決定いたしました。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会社法等関連規定の遵守、監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を考慮し、総合的に判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,000	2,800	16,800	—

(注) 最近事業年度の前事業年度の非監査業務の内容は、株式上場準備に関する助言業務及び収益認識に関する会計基準の適用支援業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断しました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役社長西森康二が、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。取締役の報酬限度額については、2018年3月30日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されており、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程については、2021年3月30日開催の臨時取締役会において、報酬額の決定方法を代表取締役社長西森康二に一任する旨を決議しております。なお、2022年6月に指名・報酬委員会を設置しており、今後は、同委員会にて取締役の職責や会社業績等を踏まえて報酬等を審議し、取締役会に答申し決定いたします。また、業績連動報酬について、当社では採用しておりません。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された総報酬額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2017年12月21日開催の臨時株主総会にて年額20,000千円以内と決議されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	54,000	54,000	—	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外役員	21,300	21,300	—	—	—	6

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）及び当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。
- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	545,601	682,944
売掛金	25,303	19,000
仕掛品	208	614
前払費用	16,043	18,790
その他	1,301	3,300
貸倒引当金	△50	△38
流动資産合計	588,407	724,612
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	9,466	8,276
工具、器具及び備品 (純額)	1,046	738
有形固定資産合計	※ 10,513	※ 9,015
無形固定資産		
ソフトウエア	679	5,219
ソフトウエア仮勘定	7,122	2,447
無形固定資産合計	7,802	7,667
投資その他の資産		
関係会社出資金	—	12,211
長期前払費用	2,006	3,242
繰延税金資産	4,026	6,323
その他	41,957	44,192
投資その他の資産合計	47,991	65,970
固定資産合計	66,307	82,652
資産合計	654,714	807,265
負債の部		
流动負債		
買掛金	27,170	24,195
1年内返済予定の長期借入金	49,992	49,992
未払金	15,792	21,326
未払費用	10,534	10,289
未払法人税等	24,409	55,635
前受金	83,488	95,996
預り金	9,115	9,216
その他	20,236	23,978
流动負債合計	240,739	290,631
固定負債		
長期借入金	91,692	41,700
固定負債合計	91,692	41,700
負債合計	332,431	332,331
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	312,283	464,933
繰越利益剰余金	312,283	464,933
利益剰余金合計	322,283	474,933
株主資本合計	322,283	474,933
純資産合計	654,714	807,265
負債純資産合計		

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年6月30日)

資産の部	
流动資産	
現金及び預金	739,283
売掛金	24,453
仕掛品	2,255
前払費用	35,135
貸倒引当金	△48
流动資産合計	801,078
固定資産	
有形固定資産	13,493
無形固定資産	20,858
投資その他の資産	73,128
固定資産合計	107,480
資産合計	908,559
負債の部	
流动負債	
買掛金	14,871
1年内返済予定の長期借入金	49,992
未払法人税等	58,243
契約負債	105,578
その他	76,287
流动負債合計	304,973
固定負債	
長期借入金	16,704
固定負債合計	16,704
負債合計	321,677
純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000
利益剰余金	576,882
株主資本合計	586,882
純資産合計	586,882
負債純資産合計	908,559

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	1,022,352	1,100,629
売上原価	328,568	260,198
売上総利益	693,784	840,430
販売費及び一般管理費	※1,※2 543,162	※1,※2 618,057
営業利益	150,621	222,373
営業外収益		
受取利息	4	5
為替差益	—	8,304
助成金収入	2,756	—
共済契約解約手当収入	5,117	—
その他	82	0
営業外収益合計	7,960	8,309
営業外費用		
支払利息	806	565
為替差損	5,831	—
固定資産除却損	1,560	0
その他	32	—
営業外費用合計	8,232	565
経常利益	150,349	230,116
税引前当期純利益	150,349	230,116
法人税、住民税及び事業税	48,242	79,762
法人税等調整額	1,670	△2,296
法人税等合計	49,913	77,466
当期純利益	100,436	152,650

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費	※	104,605	31.9	95,253	36.6
II 経費		223,162	68.1	165,351	63.4
当期総製造費用		327,768	100.0	260,604	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,008		208	
合計		328,776		260,813	
仕掛品期末たな卸高		208		614	
売上原価		328,568		260,198	

(注) ※ 主な内訳は次の通りであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
外注費(千円)	211,957	156,793

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

当第2四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

売上高	611,128
売上原価	117,810
売上総利益	493,317
販売費及び一般管理費	※ 325,985
営業利益	167,331
営業外収益	
受取利息	3
為替差益	3,963
助成金収入	1,140
その他	0
営業外収益合計	5,106
営業外費用	
支払利息	193
上場準備費用	2,000
その他	50
営業外費用合計	2,243
経常利益	170,194
税引前四半期純利益	170,194
法人税等合計	58,246
四半期純利益	111,948

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000	211,846	211,846	221,846	221,846		
当期変動額							
当期純利益	—	100,436	100,436	100,436	100,436		
当期変動額合計	—	100,436	100,436	100,436	100,436		
当期末残高	10,000	312,283	312,283	322,283	322,283		

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000	312,283	312,283	322,283	322,283		
当期変動額							
当期純利益	—	152,650	152,650	152,650	152,650		
当期変動額合計	—	152,650	152,650	152,650	152,650		
当期末残高	10,000	464,933	464,933	474,933	474,933		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	150,349	230,116
減価償却費	3,178	4,080
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2	△12
固定資産除却損	1,560	0
受取利息	△4	△5
支払利息	806	565
為替差損益（△は益）	5,575	△9,079
助成金収入	△2,756	—
売上債権の増減額（△は増加）	△1,032	6,303
たな卸資産の増減額（△は増加）	799	△406
仕入債務の増減額（△は減少）	2,152	△2,975
前受金の増減額（△は減少）	△960	12,508
未払金の増減額（△は減少）	△5,125	3,085
その他	△39	△2,995
小計	154,507	241,187
利息の受取額	4	5
利息の支払額	△782	△548
法人税等の支払額	△71,230	△48,536
助成金の受取額	1,756	1,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,255	193,107
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,980	—
無形固定資産の取得による支出	△7,122	—
関係会社出資金の取得による支出	—	△12,211
保険積立金の積立による支出	△2,639	△2,639
その他	△39	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,781	△14,850
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△49,992	△49,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,992	△49,992
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5,575	9,079
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	14,907	137,343
現金及び現金同等物の期首残高	530,694	545,601
現金及び現金同等物の期末残高	※ 545,601	※ 682,944

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	170,194
減価償却費	2,090
貸倒引当金の増減額（△は減少）	10
受取利息	△3
支払利息	193
為替差損益（△は益）	△4,263
助成金収入	△1,140
売上債権の増減額（△は増加）	△5,453
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,640
仕入債務の増減額（△は減少）	△9,324
前受金の増減額（△は減少）	9,582
その他	△9,633
小計	150,613
利息の受取額	3
利息の支払額	△180
法人税等の支払額	△55,638
助成金の受取額	1,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,937

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△2,035
無形固定資産の取得による支出	△15,407
保険積立金の積立による支出	△1,319
その他	△104
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,865

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入金の返済による支出	△24,996
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,996
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,263
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	56,338
現金及び現金同等物の期首残高	682,944
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 739,283

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社出資金

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定につい

てほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（I F R S）においてはI F R S第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、I F R S第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（I A S B）及び米国財務会計基準審議会（F A S B）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（I A S BにおいてはI F R S第15号、F A S BにおいてはTopic606）を公表しており、I F R S第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、I F R S第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、I F R S第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

① 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

③ 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2021年1月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を翌事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,917千円	9,505千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度22.9%、当事業年度27.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度77.1%、当事業年度73.0%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
役員報酬	71,850千円	75,300千円
給料及び手当	161,923	190,262
減価償却費	1,915	1,702
研究開発費	74,074	76,290
広告宣伝費	42,628	72,894

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	74,074千円	76,290千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,000	—	—	5,000
合計	5,000	—	—	5,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	545,601千円	682,944千円
現金及び現金同等物	545,601	682,944

(金融商品関係)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。ただし、固定金利であることから、金利の変動リスクには晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	545,601	545,601	—
(2) 売掛金	25,303		
貸倒引当金(*1)	△50		
	25,252	25,252	—
資産計	570,853	570,853	—
(1) 買掛金	27,170	27,170	—
(2) 未払金	15,792	15,792	—
(3) 未払法人税等	24,409	24,409	—
(4) 長期借入金 (*2)	141,684	141,794	110
負債計	209,056	209,167	110

(*1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	545,601	—	—	—
売掛金	25,303	—	—	—
合計	570,904	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	49,992	49,992	41,700	—	—	—
合計	49,992	49,992	41,700	—	—	—

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金を使途とした資金調達であり、流動性リスクに晒されております。ただし、固定金利であることから、金利の変動リスクには晒されておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	682,944	682,944	—
(2) 売掛金	19,000		
貸倒引当金(*1)	△38		
	18,962	18,962	—
資産計	701,907	701,907	—
(1) 買掛金	24,195	24,195	—
(2) 未払金	21,326	21,326	—
(3) 未払法人税等	55,635	55,635	—
(4) 長期借入金 (*2)	91,692	91,703	11
負債計	192,849	192,861	11

(*1) 売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2021年12月31日)
関係会社出資金	12,211

関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	682,944	—	—	—
売掛金	19,000	—	—	—
合計	701,945	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	49,992	41,700	—	—	—	—
合計	49,992	41,700	—	—	—	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数（注）2.	当社従業員 48名	当社従業員 8名	当社取締役 1名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注) 1. 3.	普通株式 44,400株	普通株式 60,000株	普通株式 7,500株
付与日	2018年5月16日	2018年5月16日	2018年7月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年7月18日から 2027年12月31日まで

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社取締役 1名 当社従業員 13名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注) 1. 3.	普通株式 26,400株	普通株式 45,000株
付与日	2019年4月12日	2019年12月11日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年4月1日から 2028年12月31日まで	2025年1月1日から 2028年12月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

3. 2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調
整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	27,300	45,000	7,500
付与	—	—	—
失効	2,400	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	24,900	45,000	7,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	6,000	45,000
付与	—	—
失効	600	—
権利確定	—	—
未確定残	5,400	45,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2022年6月14日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	84	84	84
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	200
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2022年6月14日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、時価純資産方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 11,293千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
一千円

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数（注）2.	当社従業員 48名	当社従業員 8名	当社取締役 1名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注) 1. 3.	普通株式 44,400株	普通株式 60,000株	普通株式 7,500株
付与日	2018年5月16日	2018年5月16日	2018年7月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年5月17日から 2027年12月31日まで	2020年7月18日から 2027年12月31日まで

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数（注）2.	当社取締役 1名 当社従業員 22名	当社取締役 1名 当社従業員 13名	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注) 1. 3.	普通株式 26,400株	普通株式 45,000株	普通株式 16,800株
付与日	2019年4月12日	2019年12月11日	2021年5月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年4月1日から 2028年12月31日まで	2025年1月1日から 2028年12月31日まで	2023年7月1日から 2030年12月31日まで

	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数（注）2.	当社従業員 5名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注)1. 3.	普通株式 15,600株
付与日	2021年12月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2024年1月1日から 2030年12月31日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 付与対象者の区分及び人数は、新株予約権の付与時点における内容を記載しております。

3. 2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	24,900	45,000	7,500
付与	—	—	—
失効	3,300	7,500	—
権利確定	—	—	—
未確定残	21,600	37,500	7,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	5,400	45,000	—
付与	—	—	16,800
失効	900	12,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,500	33,000	16,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第7回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	15,600
失効	—
権利確定	—
未確定残	15,600
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2022年6月14日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	84	84	84
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	100	200	334
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第7回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400
行使時平均株価 (円)	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—

(注) 2022年6月14日付株式分割（1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、時価純資産方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 19,755千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（2020年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,143千円
敷金償却	990
その他	893
繰延税金資産合計	4,026

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2021年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5,142千円
敷金償却	1,126
その他	53
繰延税金資産合計	6,323

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当社はHR Tech事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社はHR Tech事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Porters Asia SG Pte. LTD.	シンガポール	150千シンガポールドル	当社サービスの海外市場開拓	(所有)直接 100.0	役員の兼任	設立出資 増資の引受	12,211	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設立出資は、会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。また、増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1 株当たり純資産額	214.85円	316.62円
1 株当たり当期純利益	66.95円	101.76円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから記載しておりません。
2. 当社は、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益 (千円)	100,436	152,650
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	100,436	152,650
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,500,000	1,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかつた 潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の 数 普通株式 127,800株) この概要は、「第 4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載のとお りであります。	新株予約権 7 種類 (新株予約権の 数 普通株式 136,500株) この概要は、「第 4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載のとお りであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 株式分割

当社は、2022年5月10日開催の取締役会決議において株式分割を行うことを決議し、次の株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年6月13日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき300株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,000株
---------------	--------

今回の分割により増加する株式数	1,495,000株
-----------------	------------

株式分割後の発行済株式総数	1,500,000株
---------------	------------

株式分割後の発行可能株式総数	6,000,000株
----------------	------------

③ 分割の日程

基準日 2022年6月13日

効力発生日 2022年6月14日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 単元株制度の採用

当社は、2022年6月14日開催の臨時株主総会決議により、2022年6月14日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、第1四半期会計期間より「契約負債」として表示することとしております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(「時価の算定に関する会計基準」の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

給料及び手当	95,525千円
--------	----------

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 2022年1月1日
至 2022年6月30日)

現金及び預金勘定	739,283千円
現金及び現金同等物	739,283

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

当社はHR Tech事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
リカーリング売上	586,338
スポット売上	24,789
顧客との契約から生じる収益	611,128
その他の収益	—
外部顧客への売上高	611,128

- (注) 1. リカーリング売上はPORTERSのID利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。
 2. スポット売上はPORTERSの導入コンサルティング売上のほか、データ移行作業等のスポット作業に係る売上が含まれます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	74円63銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	111,948
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	111,948
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,500,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり四半期純利益を算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,292	—	—	15,292	7,016	1,190	8,276
工具、器具及び備品	4,137	—	909	3,227	2,489	308	738
有形固定資産計	19,430	—	909	18,520	9,505	1,498	9,015
無形固定資産							
ソフトウェア	1,018	7,122	—	8,140	2,920	2,582	5,219
ソフトウェア仮勘定	7,122	2,447	7,122	2,447	—	—	2,447
無形固定資産計	8,140	9,570	7,122	10,588	2,920	2,582	7,667
長期前払費用	2,006	5,174	3,938	3,242	—	—	3,242

(注) 長期前払費用の期間配分は減価償却費とは性格が異なるため、償却累計額及び当期償却額の算定に含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	49,992	49,992	0.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	91,692	41,700	0.5	2023年
合計	141,684	91,692	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	41,700	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	50	—	—	12	38

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	659,356
外貨預金	23,588
合計	682,944

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アデコ株式会社	3,960
株式会社ユウクリ	2,224
株式会社ネオキャリア	1,301
株式会社パソナ	864
株式会社EaseEdge	611
その他	10,036
合計	19,000

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
25,303	144,894	151,197	19,000	88.8	55

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額(千円)
労務費	614
合計	614

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社クラウドワークス	8,118
クラスメソッド株式会社	4,579
株式会社フロッグ	3,300
VNEXT JAPAN株式会社	1,210
株式会社マスターマインド	940
その他	6,047
合計	24,195

ロ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	37,162
事業税	14,867
住民税	3,606
合計	55,635

ハ. 前受金

相手先	金額（千円）
日研トータルソーシング株式会社	4,323
フジアルテ株式会社	2,263
株式会社ソラスト	2,062
株式会社メディカルリソース	1,699
株式会社ツクイスタッフ	1,526
その他	84,121
合計	95,996

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換え手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞社に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://www.porters.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定により請求する権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当と及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2021年5月21日	2021年12月31日
種類	第6回新株予約権 (ストックオプション)	第7回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 16,800株	普通株式 15,600株
発行価格	334円 (注) 3	400円 (注) 3
資本組入額	167円	200円
発行価額の総額	5,611,200円	6,240,000円
資本組入額の総額	2,805,600円	3,120,000円
発行方法	2021年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与 (ストックオプション)に関する決議を行っております。	2021年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与 (ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、純資産価額方式により算定された価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき334円	1株につき400円
行使期間	2023年7月1日から 2030年12月31日まで	2024年1月1日から 2030年12月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

5. 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
天野 竜人	東京都新宿区	会社役員	15,300	5,110,200 (334)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐久間 康郎	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,500	501,000 (334)	当社の従業員

(注) 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
于 暁殊	東京都台東区	会社員	5,400	2,160,000 (400)	当社の従業員
張 惟心	長野県松本市	会社員	4,500	1,800,000 (400)	当社の従業員
Hainsworth Arwyn David	東京都杉並区	会社員	2,700	1,080,000 (400)	当社の従業員
裴 成哲	東京都江東区	会社員	1,500	600,000 (400)	当社の従業員
佐久間 康郎	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1,500	600,000 (400)	当社の従業員

(注) 2022年5月10日開催の取締役会決議により、2022年6月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
KAキャピタル株式会社 (注) 1. 2.	東京都港区南青山一丁目3番1号	750,000	45.85
西森 康二(注) 1. 3.	東京都港区	375,000	22.93
御子柴 智美(注) 1. 4.	東京都世田谷区	375,000	22.93
天野 竜人(注) 4.	東京都新宿区	30,000 (30,000)	1.83 (1.83)
牧港 謙(注) 5.	埼玉県春日部市	13,500 (13,500)	0.83 (0.83)
大石 光洋(注) 5.	千葉県館山市	13,500 (13,500)	0.83 (0.83)
横山 翔一(注) 5.	東京都新宿区	13,500 (13,500)	0.83 (0.83)
田島 史子(注) 5.	東京都杉並区	13,200 (13,200)	0.81 (0.81)
中村 恒一(注) 4.	神奈川県横浜市中区	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
于 暁殊(注) 5.	東京都台東区	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
佐久間 康郎(注) 5.	神奈川県川崎市宮前区	7,500 (7,500)	0.46 (0.46)
裴 成哲(注) 5.	東京都江東区	6,000 (6,000)	0.37 (0.37)
Hainsworth Arwyn David(注) 5.	東京都杉並区	6,000 (6,000)	0.37 (0.37)
張 惟心(注) 5.	長野県松本市	4,500 (4,500)	0.28 (0.28)
山口 奈緒子(注) 5.	東京都中野区	3,600 (3,600)	0.22 (0.22)
張 俊峰(注) 5.	東京都三鷹市	2,400 (2,400)	0.15 (0.15)
宮本 駿介(注) 5.	奈良県生駒郡斑鳩町	2,400 (2,400)	0.15 (0.15)
閔 真理(注) 5.	東京都杉並区	900 (900)	0.06 (0.06)
ADULU LYNNET MUSIMBI(注) 5.	千葉県船橋市	600 (600)	0.04 (0.04)
河合 歩(注) 5.	東京都渋谷区	600 (600)	0.04 (0.04)
本間 由佳(注) 5.	東京都杉並区	300 (300)	0.02 (0.02)
金 昇漢(注) 5.	東京都中野区	300 (300)	0.02 (0.02)
谷口 雅大(注) 5.	東京都練馬区	300 (300)	0.02 (0.02)
李 柱熙(注) 5.	東京都練馬区	300 (300)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
Ravaka Razafimanantsoa (注) 5.	東京都江戸川区	300 (300)	0.02 (0.02)
青野 直人 (注) 5.	神奈川県藤沢市	300 (300)	0.02 (0.02)
崔 奎鎬 (注) 5.	神奈川県川崎市宮前区	300 (300)	0.02 (0.02)
申 龍河 (注) 5.	神奈川県横浜市緑区	300 (300)	0.02 (0.02)
計	—	1,635,600 (135,600)	100.00 (8.29)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 2. 特別利害関係者等（当社の役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
 3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 4. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 5. 当社の従業員
 6. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 7. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 8. 退職等により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年8月17日

ポーターズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高木 修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴彦太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポーターズ株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポーターズ株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年8月17日

ポーターズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高木修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴彦太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポーターズ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポーターズ株式会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月17日

ポーターズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高木修

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴彦太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているポーターズ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第22期事業年度の第2四半期会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ポーターズ株式会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上